

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があるので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和7年12月26日

秋田県監査委員 原 幸子
秋田県監査委員 石 田 寛
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 佐 藤 節
財 一 323
令和7年10月31日

秋田県監査委員 原 幸子
秋田県監査委員 石 田 寛 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 佐 藤 節

秋田県知事 鈴木健太

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年10月3日付け監委-787で報告のあった指摘事項に対する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	令和7年8月19日
(指摘事項)			
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
未収金については、その縮減に向けて努力しているところでありますが、令和7年9月末現在の県税及び県税に付隨する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、37,997,424円増の648,496,154円となっております。			
今後コンビニ納税、口座振替納税及び地方税共通納税システムによるキャッシュレス納税の利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。			
滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、現在未納額の約9割を占める個人県民税については、市町村と連携しながら、未納額の圧縮に努めてまいります。			
また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の税務職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。			
(指摘事項)			
ETCカードにおいて、紛失しているものがあるので、今後は適正な財産管理を行うこと。			
(措置状況)			
紛失したETCカードは、令和5年度に徴収特別対策室から引き継いだ3枚であり、税務課においては紛失に気づいた後も含めて使用履歴がなく、今後も使用する見込みがないため、令和7年7月4日付けで法人カード退会届を提出し受理されおります。			
引き続き税務課で使用しているETCカード1枚については、施錠できるキャビネットに保管したうえキャビネットの鍵を調整・企画チームリーダーが保管し、使用する際は同チームリーダーが取り扱うこととする等、適正な管理に努めてまいります。			

監査課所名	総合防災課	監査年月日	令和7年9月4日
(指摘事項)			
令和5年度災害り災者見舞金過誤給付による返納金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
令和6年度に新たに発生した令和5年度災害り災者見舞金過誤給付による返納金に係る未収金824,000円については、秋田地域振興局を通じて、債務者への文書による督促のほか、電話等による働きかけを行い、令和7年9月末までに34,000円を回収しております。			
今後とも秋田地域振興局と連携しながら、文書による督促のほか、電話や訪問等により債務者への納付指導			

を行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	総合防災課消防保安室	監査年月日	令和7年9月4日
-------	------------	-------	----------

(指摘事項)

消防学校給食業務委託契約違約金に係る過年度未収金において、残額が多額であり、その回収と適切な債権管理に努めること。

(措置状況)

消防学校給食業務委託契約違約金に係る過年度未収金1,085,907円については、債務者の代理人弁護士が、破産手続を進めているため、債権者集会等で状況の把握に努めています。

県の債権管理ガイドラインに従い、令和6年3月14日、広島地方裁判所へ債権の届けを提出（郵送）済みでありますが、破産債権は、破産財団からの配当によってのみ弁済を受けることになります。

しかし、すべてに配当があるわけではなく、これまで4回開催された債権者集会の報告内容からも、債権の回収は見込めない状況であります。

債権者集会は年2回開催されていることから、今後も引き続き状況把握に努め、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	調査統計課	監査年月日	令和7年9月4日
-------	-------	-------	----------

(指摘事項)

令和6年度基幹統計調査地方公共団体委託費において、国に提出した精算書の内容に誤りがあったため、決算において歳入欠損が生じたので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

令和6年度に発生した基幹統計調査地方公共団体委託費の歳入欠損分の178,991円については、令和7年度に過年度交付分として、国から返戻されております。

基幹統計調査地方公共団体委託費の精算額の算出については、手順を事務処理マニュアルに明記しました。

今後は、複数の職員で精算額を確認し、適切な処理に努めてまいります。

監査課所名	誘客推進課	監査年月日	令和7年9月2日
-------	-------	-------	----------

(指摘事項)

全国旅行支援返還金に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

全国旅行支援返還金に係る過年度未収金39,032,607円については、法人代表者が令和7年1月29日に逮捕され、現在も拘留中であることから分納誓約書での約束を果たせていない状況であります。

逮捕以降も法人に対しては、文書による催促のほか、電話や訪問による働きかけを行っていますが、令和7年5月1日で宿泊施設を閉館（事業停止）し事業収入が見込めない状況であることや今後も追起訴される見込みであり保釈時期が見通せない状況を受け、顧問弁護士に債権回収のために必要な措置等について相談しております。

今後とも債務者への状況確認及び返還指導を行い、未収金の早期回収に努めてまいります。

監査課所名	地域・家庭福祉課	監査年月日	令和7年8月29日
-------	----------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

児童保護費、母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当返還金、千秋学園費に係る未収金124,175,082円（過年度分113,321,995円及び現年度分10,853,087円）については、令和7年9月末までに一部納入を含め4,269,232円を回収しております。

債権管理においては、担当者会議等を通じた意識強化や情報共有に努めながら、児童相談所、福祉事務所及び市町村と連携し、債権回収に取り組んでおり、未収金発生時には、督促のほかにも個別の状況に対応した納入指導や償還計画の見直しなどを実施しています。なお、償還が困難なケースについては、連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけを行っているところです。

今後も、個別ケースの状況に応じ、こうした取組を丁寧に行うとともに、新たな未収金の発生防止に向け、貸付開始時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、償還意識の確認や向上等に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未収金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。

また、生活保護費返還金等に係る未収金52,484,543円（過年度分48,506,400円及び現年度分3,978,143円）については、令和7年9月末までに900,045円を回収しております。

債権管理においては、福祉事務所による債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による納入指導を行っております。また、地域・家庭福祉課保護チームが実施する生活保護法施行事務監査において、未収金等に対する納入指導等の助言・指導を行っております。

今後とも、債務者への納入指導を行うとともに、被保護世帯に対しては収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めていくほか、債権回収強化月間を設け、未収金納入の働きかけを集中的に実施してまいります。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	令和7年8月29日
(指摘事項)			
児童保護費負担金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	医療薬事課	監査年月日	令和7年8月29日
(指摘事項)			
公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	医療人材対策室	監査年月日	令和7年8月29日
(指摘事項)			
地域医療従事者医師修学資金等貸付金元利収入等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	環境整備課	監査年月日	令和7年8月20日
(指摘事項)			
能代市の産廃処理場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているので、その回収に努めること。また、過年度未収金において、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	農林政策課	監査年月日	令和7年8月25日
(指摘事項)			
水産物売払収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			

部より、債務者の破産手続を開始する旨の通知があったため、裁判所に対し債権の届けを提出するとともに、債権者集会等で状況の把握に努めています。

今後は、このようなことがないよう、売払契約の相手方について情報を収集するなどにより、発生防止に努めてまいります。

監査課所名	農業経済課	監査年月日	令和7年8月25日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金12,470,529円（林業・木材産業改善資金貸付金6,329,868円、農業改良資金貸付金6,140,661円）については、一部納付を含め、令和7年9月末までに310,000円（林業・木材産業改善資金貸付金310,000円）を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	農業経済課販売戦略室	監査年月日	令和7年8月25日
-------	------------	-------	-----------

(指摘事項)

E T C料金の支払いにおいて、立て替えにより、支払っているものがあるので、今後は適切に処理すること。

(措置状況)

E T C料金の支払いについては、支払い遅延及び支払い漏れが発生することのないよう確認体制を整えるとともに、立替払を行わないよう職員に改めて周知徹底しました。

今後は、関係法令に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	産業政策課	監査年月日	令和7年8月22日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金18,586,000円については、債務者や連帯保証人に対して継続的な訪問督促を行っております。

また、過年度未収金3,085,885,895円については、一部納付を含め、令和7年9月末までに12,651,056円を回収しております。

今後とも、債務者から直近の決算書を徵し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営等に関する情報提供や助言、運営診断を実施することなどにより、新たな未収金の発生防止に努めてまいります。

また、過年度未収金に係る債務者及び連帯保証人に対しては、訪問により、事業や生活状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、残高が多額である延滞者は早期の延滞解消が困難であることから、債務確認書を徵するとともに、償還計画について交渉し、償還に対する意識の継続を図りながら、定期的な分納を指導してまいります。

なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

監査課所名	道路課	監査年月日	令和7年8月21日
-------	-----	-------	-----------

(指摘事項)

新車検査登録に係る諸費用の支払いにおいて資金前渡によらず、立て替えにより、支払っているものがあるので、今後は適切に処理すること。

(措置状況)

新車検査登録に係る諸費用の支払いについては、新車を受注した業者に対し、資金前渡の手続が十分間に合うよう納車予定日を2週間前までに発注者へ連絡するよう周知を行いました。

今後は、車両発注の入札公告において、要求仕様書に納車予定日の連絡期限を明記し、再発防止に一層努めてまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	令和7年8月21日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

船川港にあった放置艇撤去のための行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているので、その回収に努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した放置艇代執行費用に係る未収金10,311,400円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っております。

今後とも、債務者へ納付の働きかけを継続して行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	令和7年8月21日
-------	-------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度新たに発生した県営住宅使用料の未収金818,400円については、令和7年9月末までに累計238,800円回収しております。

また、過年度未収金5,509,250円については、令和7年9月末までに415,200円回収しております。

今後とも、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどの対策をしてまいります。

併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問及び呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。

監査課所名	会計課	監査年月日	令和7年9月3日
-------	-----	-------	----------

(指摘事項)

窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託のうちキャッシュレス端末設置業務において、履行期間が終了し、検査確認及び支払いをしているにもかかわらず、変更契約により同一業務を追加しているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

契約のうち一部の業務において履行期間終了後に変更契約を行ったことについて、財務規則に基づき適正な事務処理を行うことを改めて職員間で確認し、指摘事項の内容を共有して、改めて周知徹底を図りました。

今後は、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	財産活用課	監査年月日	令和7年9月3日
-------	-------	-------	----------

(指摘事項)

土地貸付収入等に係る過年度未収金において、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

過年度未収金1,160,230円については、債務者への文書による督促のほか、電話や面談による働きかけを行っており、連絡が取れない債務者については連絡先を調査しているところあります。

今後とも債務者への納付指導を行い、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局（建設部）	監査年月日	令和7年7月23日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

道路ふれあい美化業務委託において、完了報告書の内容に不備があるにもかかわらず検査確認調書を作成しているもの及び完了確認から支払いまで相当の期間を要したもののが多数あるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

今年度より道路ふれあい美化業務委託においては、受託者に対し事前に完了報告時に必要な提出書類について周知し、完了検査確認時には不備がないよう努めております。

また、事務処理の遅れを防止するため、関係する職員間で進捗状況を常に確認できるよう進捗管理表を作成し、適切に処理しております。

今後も秋田県財務規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（総務企画部）	監査年月日	令和7年7月24日
-------	-----------------	-------	-----------

(指摘事項)

行政財産目的外使用の過少徴収分に係る調定において、歳入年度を令和6年度分とすべきところ、令和5年度分としているので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

歳入に関する会計年度の取扱について、適切な処理方法を情報共有しております。

今後は、特に行政財産の目的外使用許可等の許可期間が複数年に渡る場合は、各年度において改正通知等を

確認した上で、適切に処理するよう努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	令和7年7月24日
-------	-------------------	-------	-----------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金314,737円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和7年9月末までに81,789円を回収しております。

また、過年度未収金5,716,962円については、令和7年9月末までに426,630円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和7年7月24日
-------	---------------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金360,500円については、債務者への文書による督促のほか、訪問面談による働きかけをするなどして回収に努めておりますが、令和7年9月末までに70,500円を回収しております。

また、過年度未収金2,137,800円については、令和7年9月末までに140,000円を回収しております。

今後とも、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談により督促するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

(指摘事項)

個人情報の取扱がある業務委託契約において、個人情報取扱特記事項に定める手続を行っていないものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

令和7年度に発注した業務委託契約10件については、すべての契約業者に対して個人情報取扱特記事項に定める手続を説明の上、所定の様式を提出して頂いております。

今後は手続に不備がないようにチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和7年7月29日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金2,198,699円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和7年9月末までに81,250円を回収しております。

また、過年度未収金22,461,845円については、令和7年9月末までに470,088円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（総務企画部）	監査年月日	令和7年7月30日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

令和5年度災害り災者見舞金過誤給付による返納金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した令和5年度災害り災者見舞金過誤給付による返納金に係る未収金824,000円については、債務者への文書による督促のほか、電話等による働きかけを行い、令和7年9月末までに34,000円を回収しております。

今後とも文書による督促のほか、電話や訪問等により債務者への納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和7年7月30日
(指摘事項)			
母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	令和7年7月30日
(指摘事項)			
県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	仙北地域振興局（建設部）	監査年月日	令和7年7月24日
(指摘事項)			
路線測量業務委託において、入札参加資格を満たしていない業者と契約締結しているので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和7年7月30日
(指摘事項)			
母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
監査課所名	雄勝地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	令和7年7月23日
(指摘事項)			
公有財産台帳に登載していない工作物があるので、内容を整備すること。			
(措置状況)			
冷暖房設備の更新における公有財産台帳の登載漏れについて、令和7年8月18日付で台帳に登録しました。			

今後は、秋田県財務規則等に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	令和7年7月30日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

未収金については、その縮減に向けて努力しているところであります、令和7年9月末現在の県税及び県税に付随する税外収入に係る滞納繰越分の未収金は、前年同期に比べ、37,997,424円増の648,496,154円となっております。

今後コンビニ納税、口座振替納税及び地方税共通納税システムによるキャッシュレス納税の利用を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止してまいります。

滞納となった事案については、滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の処分の執行により県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、現在未納額の約9割を占める個人県民税については、市町村と連携しながら、未納額の圧縮に努めてまいります。

監査課所名	消防学校	監査年月日	令和7年6月27日
-------	------	-------	-----------

(指摘事項)

消防学校給食業務委託契約違約金に係る過年度未収金において、残額が多額であり、その回収と適切な債権管理に努めること。

(措置状況)

消防学校給食業務委託契約違約金に係る過年度未収金1,085,907円については、債務者の代理人弁護士が、破産手続を進めているため、債権者集会等で状況の把握に努めています。

県の債権管理ガイドラインに従い、令和6年3月14日、広島地方裁判所へ債権の届けを提出（郵送）済みであります。が、破産債権は、破産財団からの配当によってのみ弁済を受けることになります。

しかし、すべてに配当があるわけではなく、これまで4回開催された債権者集会の報告内容からも、債権の回収は見込めない状況であります。

債権者集会は年2回開催されていることから、今後も引き続き状況把握に努め、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	子ども・女性・障害者相談センター	監査年月日	令和7年3月28日
-------	------------------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金1,965,580円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和7年9月末までに8,800円を回収しております。

また、過年度未収金23,050,060円については、令和7年9月末までに39,380円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、昨年度から納入義務者に納入通知書を送付する際、納入への理解を醸成するために作成したチラシを同封するなど、新たな未収金が発生しないよう対策を講じております。

なお、日々債権保全対策を講じておますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分し債権整理を行ってまいります。

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	令和7年6月30日
-------	--------	-------	-----------

(指摘事項)

児童保護費に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した児童保護費に係る未収金1,935,130円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、令和7年9月末までに19,800円を回収しております。

また、過年度未収金3,464,370円については、同様に督促等を行っておりますが、令和7年9月末までの回収額は7,040円となっております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、新たに児童保護費保護者負担金が発生する者に対しては繰り返し費用徴収制度の周知を図るとともに、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をす

るなど適切な債権管理に努めてまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	令和7年7月1日
-------	--------	-------	----------

(指摘事項)

児童保護費等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金において、一部が回収等されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した児童保護費等に係る未収金1,947,580円については、令和7年9月末までに17,800円を回収しております。

過年度未収金10,829,977円については、令和7年9月末までに一部納付を含め114,500円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、債権管理においては、日々債権保全対策を講じ、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、適切な債権管理に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止に向け、初回の通知時から利用者に対する制度説明を繰り返し行うなど、債権意識の確認や向上等に一層努めてまいります。

監査課所名	衛生看護学院	監査年月日	令和7年6月27日
-------	--------	-------	-----------

(指摘事項)

個人情報の取扱がある業務委託契約において、個人情報取扱特記事項に定める手続を行っていないものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

当該委託契約においては、受注者（病院）との打ち合わせで業務遂行に伴って記録される個人情報記録を特定し、個人情報取扱特記事項に定める手続を不要とする指示を行ってきたが、その打ち合わせ記録に当該内容を記載していなかったことから、今年度の契約からは適切に処理してまいります。

今後も、これまで以上に個人情報の保護の重要性を認識し、その適切な処理に努めてまいります。

監査課所名	水産振興センター	監査年月日	令和7年3月28日
-------	----------	-------	-----------

(指摘事項)

水産物売払収入に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

令和6年度に新たに発生した水産物売払収入に係る未収金1,656,000円については、秋田地方裁判所大館支部より、債務者の破産手続を開始する旨の通知があったため、裁判所に対し債権の届けを提出するとともに、債権者集会等で状況の把握に努めています。

今後は、このようなことがないよう、売払契約の相手方について情報を収集するなどにより、発生防止に努めてまいります。

監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	令和7年6月25日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)

公有財産台帳及び備品原簿において、記載内容に多数の不備があるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な管理を行うこと。

(措置状況)

公有財産台帳及び備品原簿の管理については、令和7年4月末までに記載内容を整備しました。

今後は、同様の不備を生じさせないよう、内部統制職場会議において留意する事項として所員で共有、確認することにより、担当者の作業失念による不備発生を未然に防止する体制を整備し、秋田県財務規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和7年12月26日

秋田県監査委員 原 幸子
 秋田県監査委員 石 田 寛
 秋田県監査委員 嶋 貢
 秋田県監査委員 佐 藤 節
 教総 一 1824
 令和7年10月29日

秋田県監査委員 原 幸子 様
 秋田県監査委員 石 田 寛 様
 秋田県監査委員 嶋 貢 様
 秋田県監査委員 佐 藤 節 様

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸
 監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年10月3日付け監委-787で報告のあったことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	高校教育課	監査年月日	令和7年8月27日
(指摘事項) 個人情報の取扱がある業務委託契約において、個人情報取扱特記事項に定める手続を行っていないものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況) 個人情報を取扱う委託業務については、必要な書類の提出を求ることとし、今後は、個人情報取扱特記事項に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	生涯学習課	監査年月日	令和7年8月27日
(指摘事項) 個人情報の取扱がある業務委託契約において、個人情報取扱特記事項に定める手続を行っていないものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況) 個人情報を取扱う委託業務については、必要な書類の提出を求ることとし、今後は、個人情報取扱特記事項に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	近代美術館	監査年月日	令和7年6月26日
(指摘事項) 備品原簿に貸付に関する記載をしていないものが多数あるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況) 備品原簿について、記載内容の整備を行いました。 今後は、秋田県財務規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	博物館	監査年月日	令和7年4月9日
(指摘事項) 備品原簿に借受及び貸付に関する記載をしていないものが多数あるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況) 備品原簿について、記載内容の整備を行いました。 今後は、秋田県財務規則に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	大館国際情報学院高等学校	監査年月日	令和7年7月2日
(指摘事項) 自家用電気工作物保安管理業務委託において、正当な理由なく単独随意契約を行っているので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況) 業務委託の契約手続について、今後は、秋田県財務規則に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	湯沢翔北高等学校	監査年月日	令和7年7月2日
(指摘事項) 個人情報の取扱がある業務委託契約において、個人情報取扱特記事項に定める手続を行っていないものがあ			

るので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

個人情報を取扱う委託業務については、必要な書類の提出を求めることがとし、今後は、個人情報取扱特記事項に基づいた適切な事務処理に努めてまいります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和7年12月26日

秋田県監査委員 原 幸子
秋田県監査委員 石 田 寛
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 佐 藤 節

秋公委第8号

令和7年10月24日

秋田県監査委員 原 幸子
秋田県監査委員 石 田 寛 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 佐 藤 節

秋田県公安委員会委員長 藤 田 貴子

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年10月3日付け監委-787をもって報告がありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	令和7年9月3日
(指摘事項)			
賠償金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況)			
1 令和6年度に新たに発生した賠償金に係る未収金239,459,850円については、書面送付や面会により催促を続けていますが、令和7年9月末までに、一部についても回収に至っておりません。 今後については、面会による資産調査や賠償金の納付を求めるも承諾が得られず、金融機関等に対する資産照会が困難な状況であることから、弁護士に強制手続を含めた相談を行うほか、継続して書面送付や面会による催促を実施し、未収金の回収に努めてまいります。			
2 令和6年度に新たに発生した放置違反金に係る未収金15,000円については、電話等により催促を続けていますが、令和7年9月末までに5,000円については回収できたものの、全額の回収に至っておりません。 今後については、面会や電話、文書による催促及び財産の差押えを実施し、未収金の回収に努めるほか、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金発生防止に一層努めてまいります。			